

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、基山町長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成25年12月24日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量(数値写真地図作成 レベル1000)
- 2 作業期間 平成25年12月4日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 三養基郡基山町